

位色の變遷と朱花

——飛鳥から白鳳へ——

増 田 美 子

(一)

先に、拙稿「冠位十二階の当色について」(『服飾美学』第七号)で、日本における最初の服制である冠位十二階の徳・仁・礼・信・義・智に相当する位色及び冠位十二階から大化三年(647)の七色十三階への位階制の變遷について私論を発表したのであるが、今回は、七色十三階以降の變遷と、服飾史上二区画をなす白鳳時代の服装制度に焦点をあてて考えてみたい。

(二)

冠位十二階が制定されてから四十四年後の孝徳天皇大化三年(647)に、冠位十二階を改定して七色十三階の位冠制が定められるが、このことについて『日本書紀』⁽¹⁾は次のように記している。

是歳、制_レ七色一十三階之冠。一曰、織冠。有_レ大小二階。以_レ織為_レ之。以_レ繡裁_レ冠之縁。服色並用_レ深紫。二曰、繡冠。有_レ大小二階。以_レ繡為_レ之。其冠之縁、服色、並同_レ織冠。三曰、紫冠。有_レ大小二階。以_レ紫為_レ之。以_レ織裁_レ冠之縁。服色用_レ淺紫。四曰、錦冠。有_レ大小二階。其大錦冠、以_レ大伯仙錦_レ為_レ之。以_レ織裁_レ冠之縁。其小錦冠、以_レ小伯

仙錦_一為之。以_二大_一伯仙錦_一、裁_三冠_一之緣。服色並用_二真_一緋。五曰青冠。以_二青_一絹_一為之。有_二大小_一二階。其大青冠、以_二大_一伯仙錦_一、裁_三冠_一之緣。其小青冠、以_二小_一伯仙錦_一、裁_三冠_一之緣。服色並用_二紺_一。六曰、黑冠。有_二大小_一二階。其大黑冠、以_二車_一形錦_一、裁_三冠_一之緣。其小黑冠。以_二菱_一形錦_一、裁_三冠_一之緣、服色並用_二綠_一。七曰、建武、初位、又各立身。以_二黑_一絹_一為之。以_二紺_一裁_三冠_一之緣。別有_二鍙_一冠。以_二黑_一絹_一為之。其冠之背、張_二漆_一羅、以_二緣_一與_三鈿_一、異_二其_一高下。形似_二於_一蟬。小錦冠以上之鈿、雜_二金_一銀_一為之。大小青冠之鈿、以_二銀_一為之。大小黑冠之鈿、以_二銅_一為之、建武之冠、無_二鈿_一也。此冠者、大會、饗客、四月七月齋時、所_レ着焉。

冠位十二階から七色十三階への位冠の変遷については、「冠位十二階の当色について」で論及しているので、⁽²⁾ここでは省略するが、この時に、位冠とは別に「鍙冠」の制を定めている。『日本書記』の、「別有_二鍙_一冠_一」以下の解釈であるが、従来三通りの解釈がなされてきた。一つは、「以_二黒_一絹_一為之」までが鍙冠の説明で、「其冠之背」の「其冠」は位冠をさしており、従って以下の文は全て位冠の形や鈿の説明であるとするもの。⁽³⁾二つは、「形似_二於_一蟬_一」までを鍙冠の説明とし、以下を冠全体の説明とする解釈。⁽⁴⁾そして三つ目は、「別有_二鍙_一冠_一」以下全て鍙冠の説明とする解釈⁽⁵⁾である。一、二の解釈は、「此冠者、大會、饗客、四月七月齋時、所_レ着焉。」が、位冠の説明となるから勿論であるが、三番目の解釈をしておられる田中尚房氏までも、位冠を儀礼用の冠、鍙冠を日常用の冠とする立場をとっておられる。しかし、この『日本書紀』の記述を読む限りにおいては、むしろ逆に、位冠が日常用、鍙冠が儀礼用と解釈する方が正しいと思われる。「其冠之背」の「其冠」であるが、これは、すぐ前の鍙冠をさしており、以下の文は全て鍙冠の説明としか解釈出来ない。なぜなら、「以_二緣_一與_三鈿_一、異_二其_一高下_一」と、縁と鈿で位階を区別したと記るされており、位冠は既に冠と縁の材質及び色で明確に区別されているのに更に重ねて縁と鈿で区別すると明記する必要はな

い。縁は主として大小の別に用いられたものであるから、「異其高下」の高下は大小ともとれるが、鈿は錦冠以上、青冠、黒冠の区別であり、位冠の場合はことさら鈿で区別すると記す必要もない。従って、この縁と鈿で高下を区別する必要があるのは、一樣に黒絹で作られる鍔冠のみである。即ち、第二の説である鈿の説明以下を冠全体の説明とする解釈も、これからすると矛盾したものとなり、「其冠之背」以下は全て鍔冠の説明とするのが順当と思われる。よって、鈿をさすのは鍔冠となり、これは、会集や儀礼の時にかぶる冠である。位冠は、織や錦で作られる華麗なものなので、儀礼冠との錯覚を起しやすいが、しかし、冠位十二階で制定された位冠は、あくまでも日常朝廷でかぶるものであった。それは、

唯元日着「髻花」

(『日本書紀』推古天皇)

と、元日等儀礼の時に髻花をつけて儀礼的華やかさを持たせるといふ記述でもうかがえる。推古天皇十六年(608)に、隋使斐世清を迎えた時の髻花も、十九年(611)に菟田野に麋猟りした時の髻花も同様の意味でつけたものである。即ち、位冠は、儀礼冠ではなく、日常朝廷において位階を明確にする為にかぶる冠である。しかし、礼冠の定めがなかったので、髻花をさすことにより、儀礼の意味を持たせていた。この大化三年に至って初めて、儀礼冠である鍔冠の制が定められたのである。その冠は、黒絹製で、製織には高度な技術を要する一従って相当高価のものであったと思われる一羅に漆を塗り、これを背に張って蟬に似た形に作られた。そして、織冠位、繡冠位の人はいずれも繡の縁飾りがつき、金銀製の鈿をさし、紫冠位、大錦冠位は織の縁飾りで金銀製の鈿、小錦冠位は大伯仙錦の縁飾りで金銀製の鈿、大青冠位も大伯仙錦の縁飾りで銀製の鈿、小青冠位の人小伯仙錦の縁飾りに銀製の鈿、大黒冠位は車形錦の、小黒冠位は菱形錦の縁飾りで、いずれも銅製の鈿、建武は紺の縁飾りで鈿はつけなかった。この鍔冠の制と

服色の制とをまとめて表にすると表1の如くなる。⁽⁶⁾ この笠冠の制では、織冠位と繡冠位、また、紫冠位と大錦冠位が

大 化 三 年	冠位	織 大 小		繡 大 小		紫 大 小		錦 大 小		青 大 小		黒 大 小		建武
	冠材質	織		繡		紫		大 伯 仙 錦	小 伯 仙 錦	青 絹		(黒 絹)		黒 絹
	縁飾り	繡				織		大 伯 仙 錦		小 伯 仙 錦	車 形 錦	菱 形 錦	紺	
	鈿	金 銀						銀		銅		ナシ		
	服色	深 紫				浅 紫		真 緋		紺		緑		不明
大化五年	冠位	織 大 小		繡 大 小		紫 大 小		大 花 上 下	小 花 上 下	大 山 上 下	小 山 上 下	大 乙 上 下	小 乙 上 下	立身

(表1)

表中の () は推測のものを意味する

同じ冠と細となるが、紫冠位と大錦冠位は服色がそれぞれ浅紫、真紺と異なるので識別される。織冠位と繡冠位間は全く區別出来なくなるのであるが、『日本書紀』を追ってみても、織位に叙されているのは、百済王子豊璋と藤原鎌足のみであり、繡冠位の該当者は見当らない。即ち、この兩位はよほどの人物でなければ叙されないものであり、従って儀礼の時にことさら區別する必要はなかったものと思われる。

このように、位冠は日常朝廷でかぶる冠であるという性格規定は、服装制度の変遷を考える上で重要な問題である。冠位十二階制定から天智天皇三年(663)に定められた二十六階冠位まで多少の改変をみながら継承されてきた位冠制は、天武天皇十一年(682)に廃止され、あらためて十四年(685)に朝服の色による位階制が定められるのであるが、この位冠制と朝服の色制との間には連綿としたつながりがあるのである。

(三)

大化三年(647)の七色十三階の位階制は、二年後の大化五年(649)に十九階の冠位制に改められ、大小錦冠は大小花冠上下に、大小青冠は大小山冠上下に、大小黒冠は大小乙冠上下に、建武は立身に変遷したのであるが、いずれも名称変更と細分化にすぎない。しかし、この名称変更は、冠の素材によるものではなく、縁飾りの素材に依拠したものであることは、第一表をみれば明らかである。即ち、錦冠は伯仙錦製であり、伯仙は一般には博山の文様と言われているものである。従って、冠の素材の文様から名づけたとすれば「山冠」となるはずのところ、**「花冠」となっており、この「花」は恐らく縁飾りの織の文様からきた名称であろう。青冠が「山冠」と変更されたのも、縁飾りの大伯仙錦、小伯仙錦の文様に依拠したものであると思われる。黒冠は「乙冠」と名称変更したのであるが、この「乙」については、中国の鷓冠の鷓(イツ)の首からきたとする説や、「乙」(燕、玄鳥)あるいは「乙」(燕、玄鳥)のこと**

で、黒の意味であるとする説がある。しかし、この「乙」も、花冠の「花」、山冠の「山」と同じく黒冠の縁飾りの文様による名称変更と思われる。従って、大黒冠は車形錦の縁飾りであるから「乙」は車形の文様とかかわりのある名称に依拠したものであろう。

天智天皇三年(683)には、繡冠が縫冠と名称変更し、そして、花冠の名称を錦冠に、立身冠の名称を建冠(「建武」の略と思われる)にと、兩位冠名を大化三年(647)の位冠名にもどし、錦冠以下を更に細分化して、二十六階冠位となった。

(四)

天武天皇十一年(682)三月に、

親王以下、百寮諸人、自今已後、位冠及禪褶脛裳、莫着。亦膳夫采女等之手襁肩巾、肩巾、此云比例。並莫服。

(『日本書紀』)

の詔が出されて、推古天皇十一年(683)以来ほぼ八十年間、朝廷における位階表示として用いられてきた位冠の着用が禁止された。そして四月には、

自今以後、男女悉結髮。十二月卅日以前、結訖之。唯結髮之日、亦侍勅旨。

(『日本書紀』)

の如く、結髮令が出され、そして六月には、

男夫始之結髮。仍着漆紗冠。

(『日本書紀』)

と、男夫は結髮して、漆紗冠をかぶったのである。天武天皇十四年(685)七月に、朝服の色による位階制を定めるのであるが、それまでの約三年間は、朝廷においては一様に漆紗冠をかぶっていたことになり、位階は、従来の位冠に

相応する服色により區別されていたものと思われる。織冠・縫冠位は深紫の、紫冠位は浅紫の、錦冠位は緋の、山冠位は紺の、乙冠位は緑の朝服を着用して出廷したのであろう。このように、三年間という漸定期間において、従来の冠による位階表示から、服色重視の位階表示に移行したのである。朝鮮文化の影響の濃厚であった位冠制を廃して、朝服の色による位階制を断行したのは、やはり、唐風への志向のあらわれであらう。

十四年の正月には、爵位名を改正しており、そして七月に、

勅定_二明位_三下、進位_二已上之朝服色_一。浄位_二已上、並着_二朱花_一。朱花、此云波泥羅。正位深紫、直位浅紫、勳位深緑、務位浅緑、

追位深蒲萄、進位浅蒲萄。

(『日本書紀』)

の如く、新爵位に基いて朝服の色が定められた。

従来の冠位制では、藤原鎌足に大織冠、また、左右大臣を始めとして勲功のあった臣下に大紫冠がさずけられている一方、美濃王のような皇族が小紫冠であるというように、皇族、臣下の別で位が固定したものではなかったようである。⁽⁹⁾また、位冠制とは別に、諸王五位制も存在しており、親王については明らかではないが、皇族には別体系の位階制も行われていた。この両体系を一つにして、皇族の位と臣下の位とを厳然と區別したのが、この十四年の制である。明位、浄位は親王・王の位であり、それは朱花という服色により明示された。諸臣は、正位以下進位までの四十八階の位階に分けられたのであるが、朝服は、紫・緑・蒲萄の三種の色相の深淺、即ち六色で區別されることとなったのである。

(五)

天武天皇十四年(685)に、朝服の色を定めるにあたっては、従来の服色制度を基幹としたと考えるのは当然であら

う。長い年月の間に培われてきた色彩に対する感情—今問題となるのは尊卑の感情であるが—が簡単に変化するとは考えられない。人々の意識の中に確立されている色彩感情を基盤とした上に成立する服色制度でなければ、その制度を施行するには多くの困難を伴うであろう。従って、この朝服の色彩制度を考える上で、まず、天智天皇三年(683)の位冠制との関連をみてみたい。この間には壬申の乱があり、支配者層の大幅な変交替がみられる。従って、天智天皇三年に叙された冠位保持者で、天武天皇十四年の制で爵位を授けられた数が少いのであるが、『日本書紀』をおとってみると、

- 羽田真人八国 大錦下↓直大三 (卒りて直大一に)
- 當麻真人広麻呂 小錦上↓直大三 (卒りて直大一に)
- 大伴宿禰安麻呂 小錦中↓直広三
- 栗田朝臣真人 小錦下↓直大四
- 藤原朝臣大島 小錦下↓直大四↓直大二
- 采女朝臣笠羅 小錦下↓直大四
- 佐伯宿禰広足 小錦下↓直広四
- 伊吉連博徳 小山下↓務大二
- 大伴宿禰御行 小錦上↓正広四
- 文忌寸智徳 小錦下↓直大一

の如くである。更に、持統朝に至って叙任されたのを加えると、

多臣品治 小錦下↓直八一

文忌寸赤麻呂 大山中↓直大四

となっている。この持統朝にみられる四名は、いずれも天武朝の者よりも原冠位に比べて上位が授けられているが、これは、文忌寸智徳が持統天皇六年（691）、大伴宿禰御行が同八年（693）、文忌寸赤麻呂が同九年（694）、多臣品治が同十年（695）に叙任されているのであり、恐らく既に叙されていたのが昇進したものとと思われる。特に大伴宿禰御行は、正広四と相当な高位に叙されているが、同じ時にやはり正広四を授けられた布勢朝臣御主（人）は、直大三から直大一、そして正広四と昇任しており、恐らく大伴宿禰御行も同様の道を歩んだものと思われる。従って、持統朝にみられる四名を除外して考えると、小錦冠位であった人は直大三から直広四の間が授けられており、また、大錦下の人も直大三であり、小山下の人は務大二に叙されている。これらのことから考えあわせると、天智天皇三年の二十六階冠位から天武天皇十四年の爵位制への変遷は表2の如くなるのが妥当かと思われる。

この表2により、服色制度の変遷をみると、紫冠位であった人は、従来浅紫の朝服を着用していたのであるが、新制度では、深紫の朝服となり、これは、元は織冠位、縫冠位の服色であるから、一つ上の位の服色を着用することとなったわけである。同様に、錦冠位であった人も、元服色は真緋であったが、一つ上の色である浅紫を着用することとなった。しかし、山冠位であった人は、紺の服色から、逆に、一つ下位の乙冠位の服色であった緑に下っている。そして、新たに、追位、進位の色として蒲萄色が定められた。

蒲萄は、養老令の衣服令にもその名がみられるのであるが、『令集解』は、

蒲陶者、紫色之最浅者也。釈云。……蒲陶青色也。俗云。鳩染也。古記云。……蒲陶謂青色鳩染是也。

推古十一年	冠位				徳 大 小		仁 大 小		礼 大小	信 大小	義 大小	智 大小	
	冠色				(緋)		(青)		(赤)	(黄)	(白)	(黒)	
大化三年	冠位	織 大 小	繡 大 小	紫 大 小	錦 大 小		青 大 小		黒 大 小		建武		
	服色	深紫	深紫	浅紫	緋		紺		緑		不明		
大化五年	冠位	織 大 小	繡 大 小	紫 大 小	大花 上下	小花 上下	大山 上下	小山 上下	大乙 上下	小乙 上下	立身		
天智三年	冠位	織 大 小	縫 大 小	紫 大 小	大錦 上中下	小錦 上中下	大山 上中下	小山 上中下	大乙 上中下	小乙 上中下	大小 建建		
天武十四年	爵位	明 一二	浄 一二三四										
	服色	朱花	朱花										
	爵位			正 一二三四	直 一二三四	勤 一二三四	務 一二三四	追 一二三四	進 一二三四				
	服色			深紫	浅紫	深緑	浅緑	深蒲薊	浅蒲薊				
持統四年	爵位	明 一二	浄 一二三四										
	服色		黒紫	赤紫									
	爵位			正 一二三四	直 一二三四	勤 一二三四	務 一二三四	追 一二三四	進 一二三四				
	服色			赤紫	緋	深緑	浅緑	深纒	浅纒				

(表2)

表中の()は、推測のものを意味する。

天武・持統朝の爵位の大広は繁雑になるので省略した。

の注をつけている。「紫色之最浅者也」は、『令義解』の注でもあり、平安初期の蒲萄色は最も浅い紫色であったのであろう。『延喜式』縫殿寮にみられる蒲萄染めの染料が紫草であることから裏づけられる。⁽²⁾しかし、『令集解』の注には、奈良時代の蒲萄色については異説のあることが記るされている。特に『古記』に、「青色、鳩染是也」とみえるのは注目に値する。『古記』は、大宝令の注であり、それによると、いわゆる青色で鳩染と同じであることになる。青色とは、禁色となる青色即ち麴塵のことであるのか、あるいは、鳩染とは、後の山鳩色のことで、『延喜式』縫殿寮にみられる青白椽と同じものであるのか等々問題が多いのであるが、いずれにしても青緑系統の色であることには間違いない。四年後の持統天皇四年(689)に朝服色の改定が行われるのであるが、その時には、蒲萄は縹に変化している。従って、藍染めの浅い色である縹に近い色相であったと考えるのが順当であるが、明らかではない。ただ、藍を後世のように建てないで、青葉の汁だけで染めたとすれば、青緑色に染まる。この当時の藍染めがこのようなものであるとすれば、縹の色相も青緑色の浅い色となり、『令集解』の「古記」その他の注の蒲萄の色相に近いものとなるであろう。

次に、山冠位であった人の服色が、一つ上の真緋に移行しないで、また、そのまま元服色の紺をスライドさせないで、緑となった問題であるが、真緋に移行しないことは後ほどのべるとして、紺をスライドさせなかったのは、その色相が深紫とまぎらわしいものであったからではないであろうか。中国でも、やはりこのことが問題となり、童朔二年(662)に、

六品七品著_レ緑、八品九品著_レ青、深青乱_レ紫、非_二卑品所_一服、望_三請_三改六品七品著_レ緑、八品九品著_レ碧

(『唐会要』輿服)

の如く、深青は紫を乱すから下位の服として相応しくないので、碧に改めるようにとの進言がなされている。

このようにみていくと、天武天皇十四年の服色制度は、ほぼ天智天皇三年の位冠制の服色を継承しつつ、多少の手直しを加えて成立したものであることがわかる。諸臣の位色は、こうして天智朝の服色を基盤として成立したものであるが、天武天皇は、これらの位色の上に従来みられなかった新たな色である朱花をおき、それを皇族の色としたのである。天皇を中心とした強固な中央集権国家建設を目差していた天武天皇は、天皇に連らなる皇族と、それ以外の臣下との間に画然たる区別をする必要性を痛感していたと思われる。この十四年に至って始めてそれが実現したわけである。この親王、王の色となった朱花であるが、先にあげたように、『日本書紀』天武天皇十四年の朝服制定の条の注に、「波泥孺」と訓みがしており、一般に「ハネズ」と読まれている。「ハネズ」に関しては、『万葉集¹³』にも次の四首の歌がうたわれている。

○不念常、曰手師物乎 翼酔色之 変安寸 吾意可聞 (巻四 六五七)

○山振之 余保餼流妹之 翼酔色乃 赤裳之為形 夢所見管 (巻十一 二七八六)

○夏儲而 開有波祢受 久方乃 雨打零者 将移香 (巻八 一四八五)

○唐棣花色之 移安 情有者 年乎曾寸経 事者不絶而 (巻十二 三〇七四)

一四八五番は、大伴家持の歌であり、これには、「唐棣花詩一首」の題がついている。唐棣花は歌の中では「波祢受」とうたわれているところから、唐棣花を「波祢受」とよんでいたことがわかる。唐棣花は、中国では「移」と同じで、「郁李」のことであり、日本では「庭梅」と称しているものである¹⁴。これは、春に、淡紅色あるいは白色の花をつけるのが一般的であるが、「移」は赤色の庭梅ともいわれ、赤い花もみられるようである。しかし、この唐棣花

の「椽」の字は、伝本により異っており、神田本は「椽」、大矢本は「椽」と伝えている。「椽」は、「椽」とすれば「やまなし」のことであり、『袖中抄』の「万葉裏書云、唐椽花ヤマナシノハナ」説も浮びあがってくる。三〇七四番は、歌の中に「唐椽花」がよみこまれているのであるが、この「椽」の字も、元暦本は「擧」、古葉略類聚鈔と西本願寺本は「椽」、温故堂本は「椽」、大矢本は「椽」と伝えている。しかし、先の大矢本の「椽」も含めて、これらの字に適切に該当する花木は見当らない。ただ、訓みの方であるが、仙覚本の写本である大矢本は、「ハズスイロ」としているのに対して、古点本である元暦本、類聚古集、古葉略類聚鈔は「ツキクサ」と訓んでおり、西本願寺本、京都帝大本は両方の訓みを伝えている。古点本が「ツキクサ」と伝えているのは、「移い安い」ところからきたものと思われるが、一四八五番の家持の歌では明らかに「波祢受」とうたわれており、「ハネス」と訓む方が順当であろう。従って、「はねす(ず)」は、唐椽花と考えて良いと思われる。次に、六五七番の伴坂上郎女の歌と、二七八六番の歌の「翼酢色」であるが、元暦本、嘉暦伝承本、神田本は「ハズスイロ」と訓んでおり、仙覚の『万葉集註釈』は、古点本の「ハズスイロ」を間違えとし、「ハズスイロ」を正しいとした。従って、西本願寺本、金沢文庫本、大矢本、京都帝大本、温故堂本は全て「ハズスイロ」と訓みを伝えている。「ハズスイロ」とすれば、蓮花の色であり、それは紅色になるであろうし、「ハズスイロ」とすれば、唐椽花色となる。この四首の歌のうち、三首まではその色の移いやすいことをうたっており、一般には、その染め色が退色しやすいところからきたとされている。しかし逆に、花の方に移いやすい要因があるとも考えられる。唐椽花は、「移(イ)」のことであり、これは「移(イ)」に連らなるとも考えられなくはない。大伴家持の教養と洒落が、「ハネス」を移いやすいものにしてしまった可能性もあるのではなからうか。

この『万葉集』によまれた「はねす(ず)」と、天武朝で皇族の色となった「朱花」とは同じものであろうか。「朱花」についても、種々の色が考えられる。

①蓮花とする。

魏武帝の子曹子建の詩に、「朱花冒縁池」とあり、注に、「朱花荷花也」とみえる。即ち、朱花は荷花(蓮花)のことであり、その色は紅色である。⁽¹⁵⁾天武天皇は、深く仏教に帰依しており、皇族の色として仏教に連なる蓮花の色を採用したことは充分考えられる。注の「波泥孺」も、「ハチス」と読めなくはない。

②唐棣花とする

「波泥孺」を「ハネズ」と読み、『万葉集』の「ハネス」即ち唐棣花と同じものとも考えられる。その場合には白とは考えられないから淡紅色か紅色となるであろう。

③黄丹と同じとする

朱花は、持統朝の服制では不明となるが、養老令の衣服令においては、皇太子の色が黄丹となっており、これに連なる色相とも考えられる。「波泥孺」は、「ハニジ」とも読める。「ハニジ」は、「ハニツチ」のつづまったもので、即ち埴土で染めた色ではないか。松田壽男氏によれば、黄丹は鉛丹ともいわれ、俗に朱とよばれているもので、オレンジ色である。後には『延喜式』にみられるように、紅花と支子で染められるが、当初は丹で染めていたのではないであろうか。丹摺りは、古くより行われていた染色方法であるが、青摺りと同じく宗教的意味合の濃厚なものである。即ち、朱花は、朱即ち丹(埴土)で染めた色ではないか。

④紅花と同じとする

朱花とは、文字通り朱色の花であり、それはオレンジ色の花卉をもった紅花のことではないか。後の紅花染めは、先に黄色色素を抽出してしまつて紅色色素のみを残して染色するので紅色に染まる。従つて紅を染める花なので紅花とよばれたのであるが、初期の紅花染めは、單純に花卉そのものの色素で染色したのではないか。前田雨城氏によれば、花卉だけでオレンジ色に染まるそうである。⁽¹⁸⁾このオレンジ色を染めるオレンジ色の花卉をもった花が朱花だったのであるか。『日本書紀』につけられた「波泥孺」の注は、平安時代のものであり、この頃には、朱花とハネズは同じものであるとの考へになつていたことがわかる。ハネズは唐棣花であるから従つて、紅色系統の色となり、それは紅花染めの色相と同じとなる。即ち、朱花（紅花）は、ハネズ色を染める染料であるところから、この注がほどこされたのであるが、天武朝の頃の朱花は、文字通り朱色に染める染料であつたと思われらる。蒲萄の色相が平安時代とは異つていた可能性があるので、朱花（紅花）の色相も異つていたのではないであらうか。

朱花については、以上四つの色が考えられるのであるが、①と②は紅色系統、③と④は朱色系統の色であり、同じ赤でも色相が異なる。①の蓮花とする考へであるが、朱花を蓮花とする例は、この曹子建の詩の注しか見当らず信憑性は薄い。また、②の唐棣花も、「波泥孺」の注にのみ依拠したものであり、これも根拠は乏しい。③も④も種々の問題を含んだままであるが、①、②より信憑性があると思われる。従つて、朱花は、朱色（黄赤色）系統の色と考へられ、これは緋と同系色となる。即ち、天武天皇十四年の服色制度で、緋を除いたのは、皇族を象徴する色とまぎらわしいからではないであらうか。

天武天皇は、この十四年の朝服色による服飾制度を制定するにあたって、推古朝以来確立されてきた位冠制下の服色制度を基本的に継承しながらも多少の改変を試みたのであるが、その改変の大きな意図の一つは、皇族の地位の確立であったと思われる。その皇族を象徴する色として、なぜ朱花を選んだのであろうか。川副武胤氏は、「飛鳥考―古事記国縣色里考のうち。併せて色名追考―」の注で、天武朝の服色を「天皇の服色は春は青、秋は白。皇子（皇族）は赤（朱花）。諸臣（諸氏）は黒（その代用としての紫）。」とされ、青は高天原系の当色で天皇の色であり、赤は出雲系の当色で皇后、皇子の色であるとのべておられる。しかし、川副氏の説では、皇后の赤、更に「后の色が赤なら天皇に対する地位から考えて、皇子の色も同じく赤であるに相違ない」としておられる皇子の赤も根拠が乏しい。

天武天皇は、壬申の乱の時、近江の軍との識別の印として赤色を用いているが、赤に対して特別な感情を持っているたのではないであろうか。天武天皇六年（677）に赤鳥が献じられているが、その献上した人を厚く処遇しており、また、九年（680）、十年（681）と連続して朱雀の瑞祥が、また十年には赤亀の瑞祥がと、赤の瑞祥がたびたびあらわれたと『日本書紀』は記している。そして、没年の年号も朱鳥であり、天武天皇が赤を好尚したことがうかがえる。唐では、『唐書』車服志によれば位階を示す綬の色は、皇太子は朱、親王は纁朱綬であり、いずれも朱系統の色である。唐制への志向を抱いていた天武天皇は、従来の位冠制下の服色制度を継承し、多少の手直しを加えて朝服色を定めたのであるが、諸臣の上に置かれた皇族位の色は、唐制にならったのではないであろうか。天皇自身の赤に対する感情と、中国の皇族位の色とが一つになり、朱花が日本の皇族を象徴する色となったと思われる。

五年後の、持統天皇四年（690）に制定された服色制度は、ほぼ唐の制度に同化したものとなり、朱花は、『日本書

紀』の記述では、姿を消す。天武朝で朱花であった淨位は、一、二位が黒紫、三、四位が赤紫へと変遷するのであるが、恐らく明位は朱花を継承したのではないかと思われる。そして、文武天皇大宝元年(701)の服制では、親王の四品以上全て黒紫となり、朱花は姿を消してしまふ。天武朝において、皇族の象徴の色として定められた朱花は、なぜその後親王・王の色から消えていくのであろうか。その鍵は、持統天皇が握っていると思われる。持統女帝の最愛の皇太子草壁皇子は、持統天皇三年(689)四月に薨去するのであるが、丁度一年後の四月に位色の改定を行っているのである。天武朝、持統朝とおして、皇族の叙位例をみると、皇太子であった草壁皇子が最高で、淨広一、次いで大津皇子が淨大二、以下、高市、穗積、長皇子等が淨広二、淨大三である。ただ、高市皇子は後に太政大臣となり淨広一に昇任する。このように、皇太子でさえ淨位であり、明位を授けられた例は見当らない。従って、持統朝の服制において明位が朱花であったとしても、実際に着用した人はいないこととなる。朱花は、持統天皇の最愛の息子、草壁皇子の服色である。女帝にとって朱花は、皇子の象徴だったのではないであらうか。従って、皇子の死後、その色を實際に着用者のいない明位の色のみに限定したものとされる。こうして朱花は、皇族を象徴する色から、草壁皇子の位の色即ち皇太子を象徴する色に昇格した。それが黄丹として、衣服令に登場するのであろう。

(七)

以上、白鳳時代の位冠制度から、服色制度への位色の変遷の経過とその意味に焦点をあてて、私見をのべたのであるが、結論が得られないまま、問題提起の形に終わってしまったところが多々ある。今後、更に研究を重ねていくつもりであるが、多くの方々の御意見、御批判を拝聴出来れば幸せである。

[注]

- (1) 『日本書紀』は、全て岩波書店刊の日本古典文学大系による。
- (2) 詳細は「冠位十二階の当色について」にゆずるが、結論は表2を参照
- (3) 猪熊兼繁氏は、『古代の服飾』（至文堂）でこの解釈をしておられるし、日本古典文学大系『日本書紀』（岩波書店）の頭注もこの解釈である。
- (4) 関根正直氏は、『服制の研究』（古今書院）で、この解釈をしておられる。
- (5) 田中尚房氏は、『歴世服飾考』（明治図書）で、この解釈をしておられる。
- (6) 一般に、日本服飾史上、鍬冠は日常かぶるものであるから、後の烏帽子に連なるものではないかと言われているが、この説は間違っていることがわかる。
- (7) 古典文学大系『日本書紀』（岩波書店）の頭注に、河村秀根著『書紀集解』の解釈があげてある。
- (8) 猪熊兼繁著『古代の服飾』（至文堂）参照
- (9) 「冠位十二階の当色について」で、織冠は皇子、繡冠は諸王の位と思われるとのべたが、このように、皇子、王、臣下と位冠が画然と分けられていたかどうか疑問に思われてきたので、その点は訂正したい。
- (10) 諸王五位制については、押部佳周氏が、「皇親の冠位、位階制について」（『統日本書紀研究』155）で詳細に論じておられる。諸王五位制の成立時期について、氏は、この論文では天武朝説をとっておられるが、「天智十年の冠位法度の施行について」（『統日本書紀研究』168）では、天智朝成立説に変更しておられる。
- (11) 『日本書紀』による叙任例をみても、右大臣の丹比真人でさえ正広三である。
- (12) 『延喜式』縫殿寮には、蒲萄染め料として、「綾一疋。紫草三斤。酢一合。灰四升。薪四十斤。」とある。
- (13) 『万葉集』は、岩波書店刊、日本古典文学大系による。
- (14) 『大漢和辞典』による。
- (15) 上村六郎氏は、「上代文学に現れたる色名色彩並に染色の研究」（『上村六郎染色著作集』思文閣）の序説で蓮花説をのべておられる。
- (16) 松田鬻男著『古代の朱』（学生社）参照

- (17) 『延喜式』縫殿寮に「黄丹綾一疋。紅花大十斤八両、支子一斗二升、酢一斗、麩五升、薬四围、薪一百八十斤」とみえる。
- (18) 前田雨城著『日本古代の色彩と染』（河出書房新社）参照
- (19) 『史学雑誌』第89編4号